

意見書案第1号

子どもの医療費助成事業の拡充を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年 3月 6日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者 取手市議会議員 加増 充子

〃 〃 関戸 勇

子どもの医療費助成事業の拡充を求める意見書（案）

厚生労働省が発表した2015年度合計特殊出生率は1.46となり、1994年の1.50以来、21年ぶりの高水準となった。しかし、人口を維持するのに必要な2.08への回復は依然として困難で大きな課題となっている。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっている。

子ども医療費助成制度は、公的医療保険制度を補完する施策として全国に広がり、子どもの健全育成と児童福祉の向上に大きな役割を果たしている。また、アトピー性皮膚炎、小児喘息など長期療養を要する病気も増加しているなか、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保するうえで、医療費助成制度は極めて重要な役割を担っている。

ところで、厚労省は、子ども医療費の窓口無料化実施の市町村に対し、国民健康保険に対する国庫負担の減額調整措置をとるペナルティーを科してきたが、今般、就学前の減額措置について廃止方針を打ち出した。全国の自治体・医療関係者等をはじめとする国民運動と世論に推されたものであり、一步前進である。

本県においては、全国の運動と連携して長年県民運動がすすめられている。そうした世論と運動が実り、子ども医療費助成は31自治体が外来・入院とも中学3年生までとし、11自治体（入院のみ1自治体含む）は高校3年生までとしている。さらに、33自治体が所得制限を撤廃している。子どもを安心して育てることができるよう、より一層の支援策を拡充することが求められる。

よって、茨城県においては、子どもの医療費助成事業を入院・通院とも高校卒業まで実施するとともに、所得制限、窓口負担を撤廃されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

茨城県取手市議会

提出先 茨城県知事